

東松島市特別簡易型総合評価落札方式

落札者決定基準

(令和4年度 東松島市健康増進センター災害復旧工事)

東 松 島 市

令和4年8月

1 総則

本基準は東松島市が発注する令和4年度 東松島市健康増進センター災害復旧工事(以下「本工事」)における請負者の選定を総合評価落札方式(特別簡易型)で実施するにあたっての基準を示すものである。

2 総合評価点の算定方法

(1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。

ア 入札公告に定めた入札参加資格の要件を満たす者。

イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた資料(以下「総合評価資料」という。)を提出した者。

ウ 入札価格が予定価格の制限の範囲内(失格基準価格を超える価格)である者。

(2) 総合評価点は、次の算式により算定する。

・総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

(3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は次のとおりとする。

ア 価格評価点80点

イ 価格以外の評価点32点

3 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。

ア 価格評価点＝80×(最低入札価格／入札価格)

注①「最低入札価格」は、予定価格の制限の範囲内(失格基準価格を超える価格)の最低入札金額とする。

注②「入札価格」は、各入札者の入札金額とする。

注③算出した評価点は小数点以下第5位を四捨五入とする。

4 価格以外の評価点算定方法

- (1) 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価資料により、価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。
- (2) 総合評価資料の提出がない者は失格とする。
- (3) 価格以外の評価点は、入札参加者の申告を最大点とし、発注者が行う修正評価を減点のみとする。
- (4) 虚偽の申告による応札は失格とする。
 - ・虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告した場合で、入札参加者が申告内容を証明できない場合とする。
- (5) 錯誤の申告による応札は以下のとおりとする。
 - ア 入札参加者が有する実績以上で申告した場合で、申告内容が虚偽でないことを証明できた場合は、最低評価点に修正する。
 - イ 入札参加者が有する実績以下で申告した場合は、申告内容どおりとする。

5 失格基準価格の設定

契約の内容に適合した履行を確保するために失格基準価格を設定し、失格基準価格以下の価格をもって入札した者は失格とする。

なお、失格基準価格は調査基準価格の95%とする。

6 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法
 - ・予定価格の制限の範囲内の価格（失格基準価格を超える価格）をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点が同点の場合
 - ・前号の総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 調査基準価格未満の入札価格について
 - ・有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者の入札価格が調査基準価格未満であるときは、その者を落札候補者とし、低入札価格調査により落札者を決定する。
- (4) 配置予定技術者に対するヒアリング
 - ・落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置する技術者に対するヒアリングができるものとする。その場合、例えば以下の項目について確認する。
 - ア 配置する技術者の経歴、資格
 - イ 同種工事の経験の有無
 - ウ 同種工事の施工実績としてあげた工事の概要、特に留意した点・工夫した点
 - エ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
 - オ 当該工事に関する質問の有無等

(5) 配置する技術者の取扱い

- ・配置する技術者の変更は認めない。(工場製作等を含む工事、又は技術者のやむを得ない事情等により変更が必要と監督職員が認めたときを除く。)なお、工場製作等を含む工事で、施工個所とは別の工場等にほかの技術者を配置する場合は、工事費の過半数以上を占める工種を担当する技術者について評価点を算出するものとする。

・総合評価一般競争入札の入札参加申請を複数する場合、配置する技術者の重複は認めない。

7 価格以外の評価項目及び評価点

- ・下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

東松島市総合評価落札方式・価格以外の評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
(1) 企業の施工能力 小計 10 点		
ア 同種・類似工事の 施工実績	過去5年間に発注工事と同種の公共工事(国・県・市等)の実績あり	4
	過去5年間に発注工事と類似の公共工事(国・県・市等)の実績あり	2
	実績なし	0
イ 工事成績	過去2年間における東松島市の工事成績評価平均点が83点以上	3
	過去2年間における東松島市の工事成績評価平均点が80点以上83点未満	2
	過去2年間における東松島市の工事成績評価平均点が70点以上80点未満	1
	実績なし	0
	過去2年間における東松島市の工事成績評価平均点が70点未満	-1
ウ 優良工事表彰実績	過去3年間において表彰実績(東松島市及び国並びに県) 3件以上あり ※表彰該当工事毎に1件として扱う	2
	過去3年間において表彰実績(東松島市及び国並びに県) 1件以上2件以内あり ※表彰該当工事毎に1件として扱う	1
	過去3年間において表彰実績なし	0
エ ISO等認証取得状況	ISO9001又は14001のいずれか一方の認証取得済み	1
	上記以外	0
オ 指名停止	過去1年間において宮城県・東松島市からの指名停止あり	-2

(2) 配置技術者の能力 小計 6 点		
ア 同種の施工実績 (主任(監理)技術者)	過去5年間に発注工事と同種の公共工事(国・県・市等)の実績あり	2
	実績なし	0
イ 主任(監理)技術者の 工事成績実績	過去5年間における東松島市の工事成績評定最高点が85点以上	2
	過去5年間における東松島市の工事成績評定最高点が82点以上85点未満	1.5
	過去5年間における東松島市の工事成績評定最高点が80点以上82点未満	1
	過去5年間における東松島市の工事成績評定最高点が80点未満又は実績なし	0
ウ 主任(監理)技術者の 保有する技術者資格	1級建築士、1級建築施工管理技士	2
	2級建築士、2級建築施工管理技士	1
	上記以外	0

(3) 労働福祉 小計 2 点		
ア 障害者の雇用状況	雇用率が法定雇用率(建設業の除外率含む。)以上又は義務外雇用あり	1
	雇用率が法定雇用率(建設業の除外率含む。)未満	0.5
	障害者の雇用 なし	0
イ 再犯の防止等の 推進に関する法律に かかる協力雇用主	再犯の防止等の推進に関する法律に係る協力雇用主に登録している	1
	上記以外	0

(4) 地域貢献 小計 14 点		
ア 営業拠点の所在地	東松島市内に本社(本店)あり	4
	東松島市内に支社(支店)または営業所あり	2
	上記以外	0
イ 防災協定等に基づく 活動	東松島市災害協定に基づき、加盟組織の一員等として参加実績あり	3
	過去5年間において東松島市に対して災害協定参加と同等の活動実績あり	1
	実績なし	0
ウ 東松島市消防団 協力事業所	東松島市消防団協力事業所として認定されている	1
	上記以外	0
エ 東松島市消防団 員の雇用	前年度に東松島市消防団員として活動実績のある従業員の雇用 2人以上	1
	上記以外	0

オ 東松島市民の雇用	従業員のうち東松島市民の雇用 15%以上又は 5 人以上	1
	上記以外	0
カ 東松島市等主催行事への協力実績・市所管施設の維持管理への協力実績	過去 2 年間に事業所として、東松島市及び市立学校の主催行事並びに市が所管する施設（庁舎・学校・社会福祉施設・社会教育施設・社会体育施設・市民センター・公園等）の維持管理に複数回協力実績あり 例：市・学校主催行事の会場設営・撤去、学校等の除草・清掃・植栽・除雪・グラウンド整備等	1
	実績なし	0
キ 環境美化活動実績	東松島市内の道路・河川・海岸等の環境美化活動を事業所として自主的に行った実績が過去 2 年間に複数回あり 例：除草・清掃・植栽・側溝清掃等	1
	実績なし	0
ク 東松島市発注除融雪業務契約実績	前年度又は前々年度において、東松島市発注除融雪業務契約実績あり	2
	実績なし	0

合計 3 2 点

8 提出書類及び提出上の留意点

(1) 企業の施工能力

ア 同種・類似工事の施工実績

配点	評価基準
4	過去 5 年間に発注工事と同種の公共工事（国・県・市等）の実績あり
2	過去 5 年間に発注工事と類似の公共工事（国・県・市等）の実績あり
0	実績なし

※以下の要件を満たすこと。

- ・同種工事とは、国又は地方公共団体等で発注した建築一式工事で、本工事の予定価格の 8 0 %（7 3, 2 4 0, 0 0 0 円（税抜））以上の請負金額の工事とする。
- ・類似工事とは、国又は地方公共団体等で発注した建築一式工事で、本工事の予定価格の 5 0 %（4 5, 7 7 5, 0 0 0 円（税抜））以上の請負金額の工事とする。
- ・同種・類似工事の条件は、別記様式 2（同種・類似工事の条件）に記載しているものとする。
- ・過去 5 年間の実績とは、平成 2 9 年 4 月 1 日から入札公告日までの間に完成し、引渡し完了しているものを対象とする。
- ・元請として受注した工事を対象とする。

※提出書類

- ・別記様式 3 に記載し提出すること。記載する工事の施工実績の件数は 1 件でよい。
施工実績として記載した工事にかかる契約書の写し、又は C O R I N S の写しを提出すること。契約書写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分のみでよい。

イ 工事成績

配点	評価基準
3	過去2年間における東松島市の工事成績評定平均点が83点以上
2	過去2年間における東松島市の工事成績評定平均点が80点以上 83点未満
1	過去2年間における東松島市の工事成績評定平均点が70点以上 80点未満
0	実績なし
-1	過去2年間における東松島市の工事成績評定平均点が70点未満

※以下の要件を満たすこと。

- ・過去2年間の成績評定点は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に完成検査を受け、評定されたすべての建築一式工事の成績とする。

※提出書類

- ・別記様式4に令和2年4月1日から令和4年3月31日までの工事成績及び平均点を記載し、工事成績調書（写）を添付し提出すること。（該当無しの場合は提出不要）

ウ 優良工事表彰実績

配点	評価基準
2	過去3年間において表彰実績（東松島市及び国並びに県） 3件以上あり ※表彰該当工事毎に1件として扱う
1	過去3年間において表彰実績（東松島市及び国並びに県） 1件以上2件以内あり ※表彰該当工事毎に1件として扱う
0	過去3年間において表彰実績なし

※以下の要件を満たすこと。

- ・令和元年度から令和3年度の3年間に優良工事表彰を受けた実績とする。

※提出書類

- ・実績がある場合は、表彰状の写しを提出すること。

エ ISO等認証取得状況

配点	評価基準
1	ISO9001又は14001のいずれか一方の認証取得済み
0	上記以外

※当該工事入札公告日までに取得済みの場合を対象とする。

※提出書類

- ・認証機関からの認証取得を証する書類の写しを提出すること。

オ 指名停止

配点	評価基準
－ 2	過去 1 年間に於いて宮城県・東松島市からの指名停止あり

※過去 1 年間とは、令和 3 年 8 月 1 8 日から入札公告日までにおける宮城県・東松島市からの指名停止（指名停止通知日を基準）を対象とする。

(2) 配置技術者の能力

ア 同種工事の施工実績（主任（監理）技術者）

配点	評価基準
2	過去 5 年間に発注工事と同種の公共工事（国・県・市等）の実績あり
0	実績なし

※以下の要件を満たすこと。

- ・同種工事とは、国又は地方公共団体等で発注した建築一式工事とし、請負金額の条件は設けない。
- ・完成検査時に主任技術者、又は監理技術者として携わった、工事を対象とする。
- ・過去 5 年間の実績とは、平成 2 9 年 4 月 1 日から入札公告日までの間に完成し、引渡し完了しているものを対象とする。

※提出書類

- ・別記様式 5 に同種工事の実績を記載し、資格等を証明する書類として資格書及び監理技術者講習終了証の写しを提出すること。（監理技術者の資格者証は、裏面の写しも提出すること。）記載する工事实績の件数は 1 件でよい。なお、配置予定技術者は災害等特別の場合を除き変更できないものとする。

イ 主任（監理）技術者の工事成績実績

配点	評価基準
2	過去 5 年間に於ける東松島市の工事成績評価最高点が 8 5 点以上
1. 5	過去 5 年間に於ける東松島市の工事成績評価最高点が 8 2 点以上 8 5 点未満
1	過去 5 年間に於ける東松島市の工事成績評価最高点が 8 0 点以上 8 2 点未満
0	過去 5 年間に於ける東松島市の工事成績評価最高点が 8 0 点未満、 又は 実績なし

※以下の要件を満たすこと。

- ・過去 5 年間の成績評価は、平成 2 9 年 4 月 1 日から入札公告日まで完成検査を受けたもので、最高点を評価する。
- ・完成検査時に主任技術者、又は監理技術者として携わった、工事を対象とする。

※提出書類

- ・別記様式 5 に該当工事を記載し、成績表の写しと、工事に従事したことが確認できる書類（現場代理人通知書の写し、又は CORINS の工事カルテ写し）を提出すること。

ウ 主任（監理）技術者の保有する技術者資格

配点	評価基準
2	1級建築士、1級建築施工管理技士
1	2級建築士、2級建築施工管理技士
0	上記以外

※提出書類

- ・保有資格を確認できる書類を提出すること。

(3) 労働福祉

ア 障害者の雇用状況（適用法令：障害者の雇用の促進等に関する法律）

配点	評価基準
1	雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む。）以上又は義務外雇用あり
0.5	雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む。）未満
0	障害者の雇用 なし

- ・ 応札者と直接雇用関係のある建設業従業員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用する労働者）を対象とする。
- ・ 重度障害者（1級又は2級相当）の認定を受けている者を雇用している場合は、その1人をもって障害者2人とみなす。
- ・ 当該工事入札公告日における雇用状況を対象とする。
- ・ 法定雇用義務がない者については、恒久的な雇用関係にあるもので、かつ、入札期日の前日から起算して3か月以上前から直接的な雇用にある者に限る。

※提出書類

- ・ 別記様式6に必要事項を記載し、下記の書類の写しを添付すること。
- ・ 障害を証明するものの写し
本人の身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保険福祉手帳
- ・ 雇用及び事業所の従業員数が確認できるものの写し
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等

※ただし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく雇用義務がある事業所で、当該工事入札公告日において公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の内容と相違がない場合は、同報告書の写し（公共職業安定所の受付印のあるもの）の提出のみで可とする。

イ 再犯の防止等の推進に関する法律に係る協力雇用主

配点	評価基準
1	再犯の防止等の推進に関する法律に係る協力雇用主に登録している
0	上記以外

※提出書類

- ・別記様式7を用い、保護観察所にて証明をした写しを提出すること。

(4) 地域貢献・その他

ア 営業拠点の所在地

配点	評価基準
4	東松島市内に本社（本店）あり
2	東松島市内に支社（支店）または営業所あり
0	上記以外

※以下の要件を満たすこと。

- ・基準日は当該工事入札公告日とする。

イ 防災協定等に基づく活動

配点	評価基準
3	東松島市災害協定に基づき、加盟組織の一員等として参加実績あり
1	過去5年間に於いて東松島市に対して災害協定参加と同等の活動実績あり
0	実績なし

- ・協定を締結していない事業者の活動実績は平成29年4月1日から入札公告日までの活動を対象とする。

※提出書類

- ・防災協定による地域貢献の実績の場合は、協定書及び協定締結団体の一員であることを証明する書類の写しを提出すること。但し、提出された協定書等の写しにおいて、申請書及び資料の提出期限における当該協定書の有効性が証明されなければ実績として認めない。

また、協定を締結していない事業者が平成29年4月1日から入札公告日までの間に東松島市に対して防災協定参加と同等の活動の実績がある場合は、その旨を別記様式8に記載し、活動を証明できる書類等を添付すること。

ウ 東松島市消防団協力事業所

配点	評価基準
1	東松島市消防団協力事業所として認定されている
0	上記以外

※提出書類

- ・東松島市消防団協力事業所として認定されている場合は、認定書の写しを提出すること。

エ 東松島市消防団員の雇用

配点	評価基準
1	前年度に東松島市消防団員として活動実績のある従業員の雇用 2人以上
0	上記以外

※以下の要件を満たすこと。

- ・令和3年度の実績を対象とする。
- ・事業所の代表及び役員の実績についても対象とする。

※提出書類

- ・東松島市総務部防災課に提出する、「令和3年度中の従業員（消防団員）の消防団活動への参加状況報告書」の写し（受付印のあるもの）を提出すること。

オ 東松島市民の雇用

配点	評価基準
1	従業員のうち東松島市民の雇用 15%以上又は5人以上
0	上記以外

※以下の要件を満たすこと。

- ・入札公告日における東松島市民の雇用状況で、直接的かつ恒常的な常勤の雇用を対象とする。

※提出書類

- ・別記様式9に必要事項を記載し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準決定通知書の写し、事業所別被保険者台帳の写し、健康保険被保険者証の写し、運転免許証の写し等の東松島市民の雇用状況がわかる書類を添付し提出すること。

カ 東松島市等主催行事への協力実績・市所管施設の維持管理への協力実績

配点	評価基準
1	過去2年間に事業所として、東松島市及び市立学校の主催行事並びに市が所管する施設（庁舎・学校・社会福祉施設・社会教育施設・社会体育施設・市民センター・公園等）の維持管理に複数回協力実績あり 例：市・学校主催行事の会場設営・撤去、学校等の除草・清掃・植栽・除雪・グラウンド整備等
0	実績なし

※以下の要件を満たすこと。

- ・令和2年4月1日から入札公告日までの活動を対象とする。（父母教師会行事は含まない。）

※提出書類

- ・別記様式10に必要事項を記載し、令和2年4月1日から入札公告日までに複数回協力実績がある場合は、実績を証明する協定書、実施要領、活動報告書、状況写真、第三者が証明する活動証明書、感謝状及びお礼状、新聞記事及び地域情報紙の写し等を添付すること。

キ 環境美化活動実績

配点	評価基準
1	東松島市内の道路・河川・海岸等の環境美化活動を事業所として自主的に行った実績が過去2年間に複数回あり 例：除草・清掃・植栽・側溝清掃等
0	上記以外

※以下の要件を満たすこと。

- ・令和2年4月1日から入札公告日までの活動実績を対象とする。
(町内会の行事による、地域内環境美化活動は含まない。)

※提出書類

- ・別記様式11に必要事項を記載し、実施要領、活動報告書、状況写真（位置図、作業前・作業後が明確にわかる写真）、感謝状及びお礼状、新聞記事及び地域情報紙の写し等を添付すること。

ク 東松島市発注除融雪業務契約実績

配点	評価基準
2	前年度又は前々年度において、東松島市発注除融雪業務契約実績あり
0	実績なし

※以下の要件を満たすこと。

- ・令和3年度又は令和2年度の契約実績を対象とする。

※提出書類

- ・東松島市発注除融雪業務契約実績がある場合は、契約書の写しを添付すること。